

正しい使い方を考えてみよう！

【小学校低学年～高校生向け】

指導例 と 指導のポイント



目標

SNSを利用した文字でのやりとり(コミュニケーション)では、誤解や勘違いが生じる場合があることに気付き、伝えたいことが適切に伝わるような文字や文章を使うことが大切であることを理解する。

スマートフォン等の利用状況やトラブルの経験等についてアンケートで把握しておき、補助的に活用しましょう。

このやりとりを見て、気付いたことを書いて交流しましょう！

4人は、スマートフォンにどのような文章を書き込むとよかったのでしょうか？

スマートフォン等でやりとりをするときには、どんなことに気を付けるとよいですか？

●メッセージを送信する前に見直すことを習慣にする。

…SNSでの文字のやりとりでは、表情や身ぶり・手ぶり等が見えず、口調や声のトーンが分かりません。そのため、人によって受け止め方が異なり、誤解や勘違いが生じたり、思いやりのない言葉で誰かを傷付けたりすることがあります。また、グループトークでは会話の流れが速いため、些細なことでも行き違いが生じやすいです。メッセージを入力したら、すぐに送信するのではなく、今一度、相手がどう受け止めるのか、どう感じるのかをよく考えてから、慎重に送信することで、相手を傷付けたり、自分の考えと違う意味で受け取られたりすることを防ぐことができます。

●できるだけ誤解や勘違いが生じない工夫をする。

…この事案の他にも、例えば、「おもしろくない」という表現を、どういった意味で捉えますか？ おもしろいのであれば、「おもしろい！」と伝えたい内容を明確にしたり、！？などの記号や、絵文字・顔文字・スタンプ等を併せて使ったりして、気持ちが生しく伝わるように工夫することも効果的です。

●電話で話をしたり、直接話をしたりする。

…相手の声を聞きながら電話で話をしたり、直接会って顔や姿を見ながら話をすることで、行き違いを少なくすることができます。



正しい使い方を考えてみよう！

【小学校高学年～高校生向け】

指導例 と 指導のポイント



目標

他人を写真や動画に撮影するときや、撮影した写真や動画をSNS上に公開するときには、本人の承諾を得ることが必要であり、公開するときには生じる具体的な危険について理解することができる。

スマートフォン等の利用状況やトラブルの経験等についてアンケートで把握しておき、補助的に活用しましょう。

このやりとりを見て、気付いたことを書いて交流しましょう！

怒っているE男さんは、どんなことを思っていたのでしょうか？

他人を写真や動画に撮影するとき、撮影した写真や動画をSNS上に公開するときには、どんなことに気を付けるとよいですか？

- 人を写真や動画に撮影するときや、撮影した写真や動画をSNS上に公開するときには、必ず本人の承諾を得る。

…自分で撮影した写真や動画は、自由に使えると思いがちですが、他人を撮影するときには、「肖像権」※に気を付けなければいけません。必ず本人に撮影することを確認して、承諾を得る必要があります。また、その人のプライバシーを侵害することのないよう、配慮することも大切です。

※「肖像権」…勝手に写真や動画を撮影されたり、撮影された写真や動画を勝手に公開されない権利(総務省ホームページより引用)

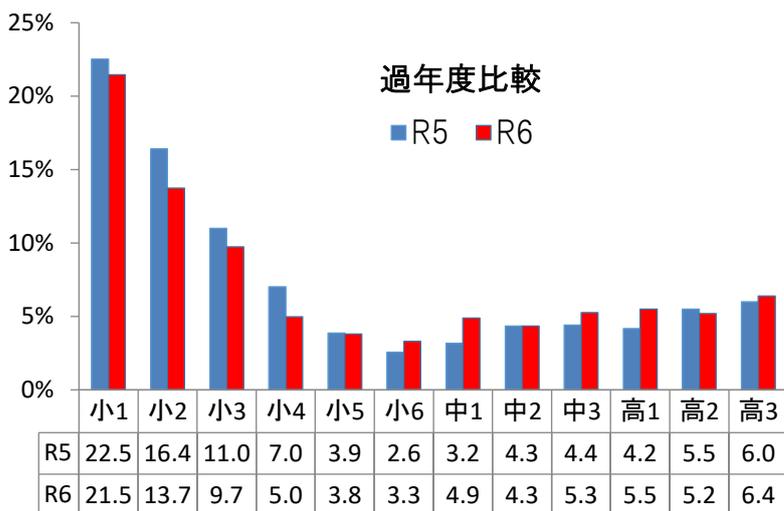
- 本人の承諾だけでなく、その写真や動画を公開することによる危険性がないかをよく考える。

…公開した写真や動画には、その人の様々な情報が含まれています。名前や住所などがむやみに流出していないか、何らかの著作権を侵害する情報はないか、SNS上で炎上したり、ストーカー被害にあうような危険性はないか等、様々なことを慎重によく考えてからにしましょう。情報が多くなればなるほど、1つ1つの情報が関連付けられて意味あるものになっていきます。1つ1つの情報の危険性を十分に考えましょう。



ネットへの書き込みの実態

岐阜県情報モラル調査結果より(令和6年9月実施)



傾向

- 小学校低学年の書き込み率が高い。特に、小学1年生の書き込み率が高い。
- 全学年で、男子の書き込み率が高い。
- 前年度と比較し、中高生の書き込み率が増加。特に、中学1年生、高校1年生が顕著。

ポイント

- ◎ 小学校の早い段階から、スマートフォン等の正しい使い方やトラブルに発展する危険性について、繰り返し教え込む必要がある。

補足

● 悪質な書き込みで問われる罪名

「名誉棄損罪」

…相手の社会的評価を下げる言動

「侮辱罪」

…相手を侮辱すること

「威力業務妨害罪」

…人の業務を妨害する行為

「脅迫罪」

…相手を脅迫すること

「岐阜県迷惑行為防止条例」

※嫌がらせ行為の禁止(第4条)

(7) 名誉を害する事項の告知等

情報を発信する際のリスク

発信者には、発信した内容への責任が生じます。トラブルや事件が起きたら、誰かを傷つけたら、その責任は発信者にあるのです。「得する情報を見つけたからシェアしようと思って再投稿しただけ」であっても、それが違法行為だった場合、再投稿した人にも責任の一端があるとみなされます。

ひとたび何かを起こせば、その情報はネット上に残り続けます。そうした過去の出来事に加え、普段の投稿内容なども人物評価の判断材料にする会社は少なくありません。マイナス材料を増やして未来の自分を苦しめてしまわないよう、日ごろから「この内容、大丈夫？」と考えながら投稿しましょう。

<参考> 「え?! 実際やっている人もいるのになぜ気をつけなきゃいけないの?」
総務省 情報流通行政局

ネット依存・ゲーム依存度チェック 自己診断してみよう 【小学校低学年～高校生向け】

ネット依存・ゲーム依存度チェック ～自己点検してみよう～

Q1	ネットに夢中になってしまおうと感じていますか。	はい・いいえ
Q2	家の人から、ネットを利用する時間や回数について注意されたことがありますか。	はい・いいえ
Q3	ネットを利用する時間や回数を減らそうとしても、できないことがありますか。	はい・いいえ
Q4	ネットを利用しているときに、じまをされるというイライラしたり、おこったりすることがありますか。	はい・いいえ
Q5	気がつくと思っていたより、長い時間ネットを利用していたことがありますか。	はい・いいえ
Q6	家族や友だちと過ごすよりも、ネットを利用したいと思うことがありますか。	はい・いいえ
Q7	ネットを利用している時間や回数を、家族や友だちにかくそうとすることがありますか。	はい・いいえ
Q8	いやなことを忘れるために、ネットを利用することがありますか。	はい・いいえ

※「はい」と答えた数の合計が
3～4つある人は、要注意！
「はい」が5つ以上ある人は、ネット依存・
ゲーム依存傾向である可能性があります。
保護者や先生に相談しましょう。

キンバリー・ヤング博士
「Diagnostic Questionnaire」

※一部表現を変更しています



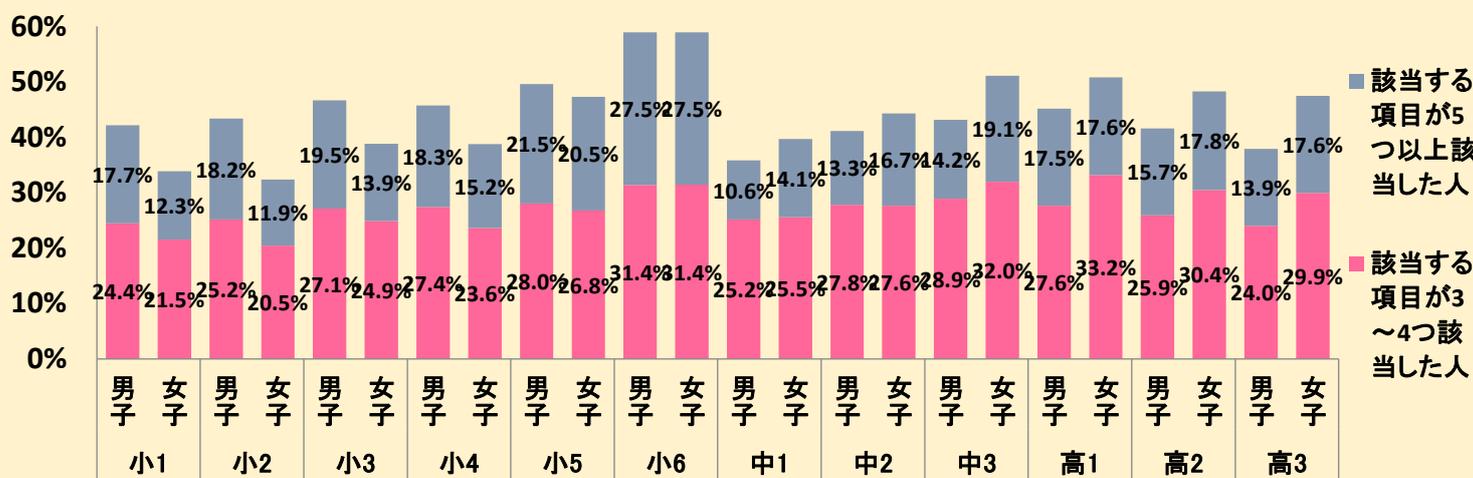
指導例

- ①児童生徒が依存度チェックを行う。
- ②依存が進むと生活にどんな影響がでるかを考える。
- ③依存を回避するためにはどうしたらよいかを考える。
- ④通信や懇談会等で保護者に伝える。

指導のポイント

- ◎「はい」が5つ以上ある場合は、依存傾向がある。
- ◎健康・学習・金銭等の観点で考える。
- ◎家庭での具体的な行動やルールを考える。
- ◎家庭で家族と一緒に取り組めるように啓発する。

ネット依存傾向について 岐阜県情報モラル調査結果より(令和6年9月実施)



傾向

- 小学生は男子に依存傾向が強く見られ、中高生になると女子に依存傾向が強く見られる。
- 前年度と比較し、どの学年も依存傾向が強くなっている。

ポイント

- ◎男子児童は、通信型ゲーム機の使用時間が長いことから、保護者と話し合い、家庭のルールを設定したり、見直したりすることが必要。
- ◎スクリーンタイムを含むペアレンタルコントロール設定の重要性について啓発していくことが必要。
- ◎適切ではない情報の取り扱いが様々な事件につながっていることについての継続した指導が必要。
- ◎スクールカウンセラーや医療機関との連携も検討する。

ネット依存傾向を確かめる質問

- Q. インターネットに夢中になっていると感じている。
- Q. 満足感を得るために、ネットの使用時間を長くしていかねばならないと感じている。
- Q. ネット使用を制限・やめようとしたが、うまくいかなかったことが度々あった。
- Q. 上記のとき、落ち着かず、不機嫌で、イライラ等を感じた。
- Q. 考えていたよりも長い時間ネットに接続していたことがある。
- Q. ネットが原因で、人間関係や学校・部活動でのことを台無しにしたり、危うくするようなことがあった。
- Q. ネットへの熱中のし過ぎを隠すために、家族や学校の先生、他の人にうそをついたことがある。
- Q. 問題から逃げる、絶望的な気持ちや罪悪感、不安、落ち込み等の嫌な気持ちから逃げるためにネットを利用する。

自分と他人の人権を尊重しよう！

【小学校高学年～高校生向け】

自分と他人の人権を尊重しよう！



自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利を、より一層享受できるようになった一方で、気づかないうちに、自分の人権が侵害されたり、他人の人権を侵害したりするかもしれないことを忘れてはいけません。インターネット上の人権侵害は、近年増加傾向にあり、実はとても身近で、深刻な社会問題です。

ネット被害から自分を守るために

自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険があることを理解し、安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしないようにしましょう。

インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれたり、犯罪の被害に遭ったりするかもしれないことを十分に考えましょう。

悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしないようにしましょう。

インターネット上で発信をしたり、他人の投稿をシェアする前に、それが誰かを傷つけたり、自分の身を危険にさらしたりする可能性があるかを、注意深く考えましょう。

ネットで相手を傷つけないために

誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考えましょう。

他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えましょう。

本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしないようにしましょう。

インターネット上でも実生活でも、互いを思いやることが必要です。誰もが楽しくインターネットを利用できるよう、私たち一人ひとりが心がけて行動しましょう。

Q. みんなで考えてみよう

次のような使い方がどんなことにつながるのか話し合ってみましょう。

- SNSに投稿するとき、普段、人と話すときよりも、つい強い口調になる。
- グループで話すとき、みんなで一人をからかうことがある。
- 他の人に対する批判や自分の意見をよく書き込んでいる。
- 面白かった投稿や共感できる投稿を見つけたら、すぐに拡散している。
- 自分や他人が写った写真や動画を日常的に投稿している。
- 自宅や学校、よく行く場所で撮った写真や動画を日常的に投稿している。
- 他の人が投稿した写真や動画を投稿者に確認せず他の SNS に投稿している。
- 冗談のつもりで、他の人やお店に関するうそや大げさな表現を含んだ投稿をしたことがある。



＜参考＞公益財団法人人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

指導例

- ①「Q. みんなで考えてみよう」を見て、自分のあてはまる項目にチェックする。
- ②「Q. みんなで考えてみよう」の項目について、相手の気持ちを考えながら、使い方がどんなトラブルにつながるのかを考える。
- ③互いの人権を尊重したネットの使い方を考える。

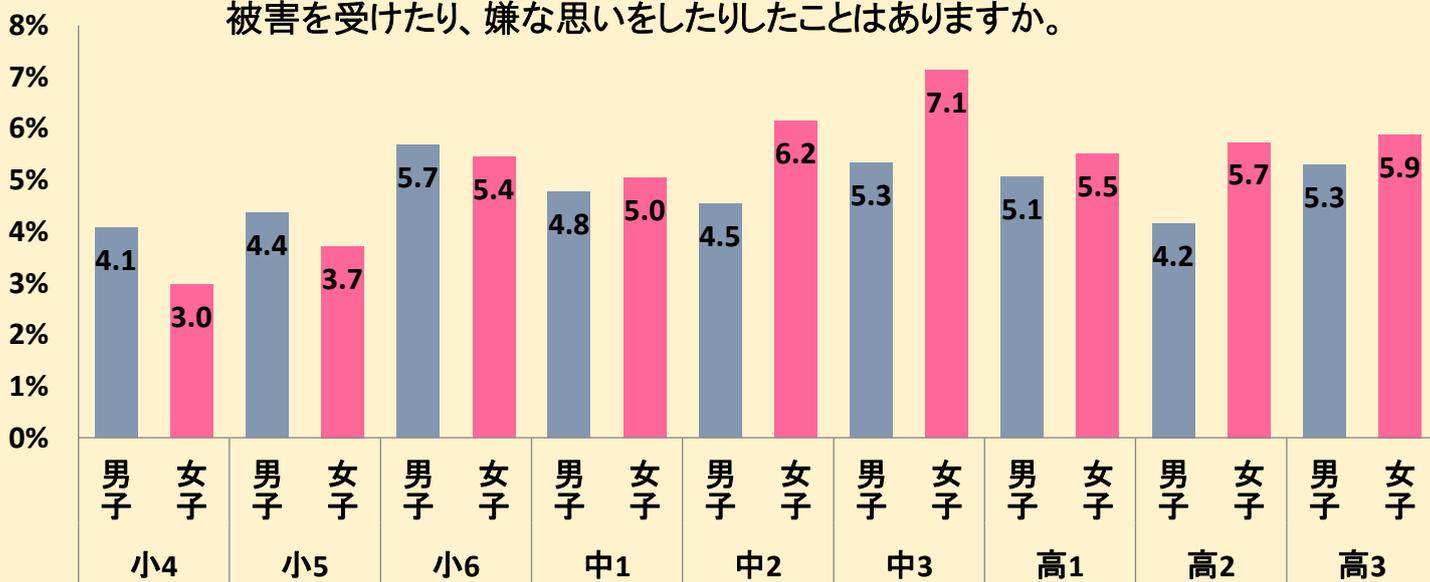
指導のポイント

- ※②について
相手のことを深く考えていたかどうかという視点で、自分のこれまでのネット利用についても振り返らせる。
- ※③について
相手の願いも自分の願いと同様に大切にあり、どちらも尊重されなければならないという視点で考える。

ネットにおける人権の侵害

岐阜県情報モラル調査結果より(令和6年9月実施)

Q. あなたは、インターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSなどで、被害を受けたり、嫌な思いをしたりしたことはありますか。



傾向

- 中高校生は、女子の方が高い割合を示す傾向。

ポイント

- ◎ネット上の書き込みは、真意が伝わりにくい場合もあり、悪意がなくても、相手に嫌な思いをさせたならば、ネットいじめである。アップロードする前に、相手の気持ちに配慮した内容かを十分に確認する必要があることを繰り返し指導する。

岐阜県の事例

- 勝手にアカウントを作られ、個人情報や悪口を投稿された。
- 顔写真を送ったら、裸の写真も要求された。
- 悩みを聞いてくれた相手に誘われて、東京まで会いに行った。
- チャットが原因で、いじめを受けた。

岐阜県警「情報モラル啓発資料」より

保護者の皆さんへ ～子どもをトラブルから守るためにできること～ 【小学校高学年～高校生向け】

保護者の皆さんへ ～子どもをトラブルから守るためにできること～

■子どもが相談しやすい環境をつくりましょう

ネットトラブルに巻き込まれても、家族にはなかなか相談できず、ひとりで抱え込んでしまうケースも多くあります。相談しやすい雰囲気を作るために、普段の家族の会話を大切にして、相談しやすい環境を作りましょう。

■フィルタリングを設定しましょう

『青少年インターネット環境整備法』では、18歳未満の青少年がインターネットを利用する時、保護者の責務として、フィルタリングを設定することが義務付けられています。年齢に応じたフィルタリングの設定をしましょう。

■自己管理できるよう家族みんなで取り組んでみましょう

子どもたちの利用時間が大きく増加しています。利用時間を自分で管理できる力を養うためにスマホの時間管理ツールを使って家族で取り組んでみましょう。

■不適切な書き込みや写真、動画などは削除依頼しましょう

SNSやサイトなどで、誹謗中傷などにあたる悪口や写真、動画などが掲載された場合、管理者やプロバイダなどに、削除の依頼をすることができます。
削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板などの管理者に削除依頼を行います。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の段階として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行います。

家庭内ルールを決めよう（__月用）

使用時間・場所・その他

(例) インターネットは1日__分まで
(例) 利用する場所は__
(例) 課金がある場合は、相談する。

自分を守るためのルール

(例) ネットのことで困ったことがあったら、すぐに家族に相談する。
(例) 時間管理ツールの結果を見て、今月の使い方を家族で振り返る。

月末に家族みんなでふりかえり、来月のルールを考えよう。

指導のポイント 「自律を目指した指導」

自律とは自分の意思で判断しながら行動すること。他律とは自分の意志ではなく他人の命令等によって行動することである。動画資料を視聴し、「こんな危険があるから気をつけなさい」「使わないようにしなさい」「ルールやマナーを守りましょう」というキャッチフレーズ的なルール指導だけでは、他律的な指導になってしまう恐れがある。自分の意志で判断しながら行動する力を育てることについても意識した指導を行いたい。

そこで自律を目指した指導をする際に工夫したいのが、「範囲」と「程度」などを子供たちに考えさせるという点である。子供たちは、SNSへの書き込みや著作権、使いすぎも出会い系サイトも、危険性を全く分かっていないからトラブルに遭う訳ではなく、「これくらいは大丈夫だろう」という危険性の見積り甘さの甘さがトラブルを引き起こす要因になっている。

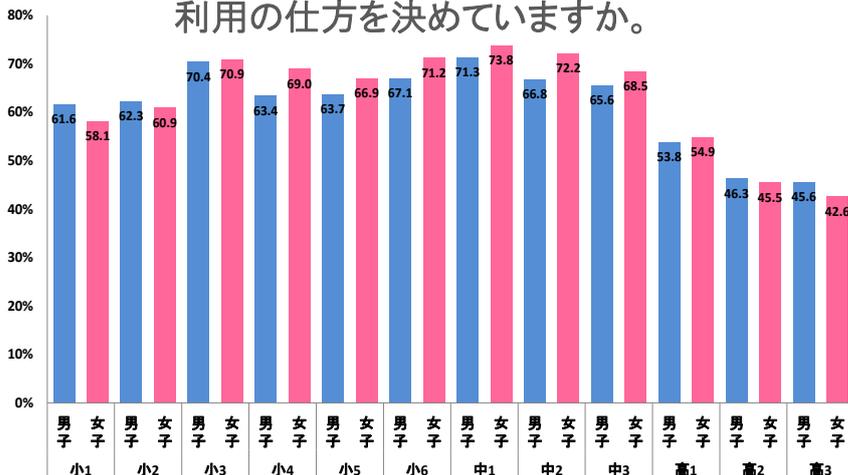
そこで例えば、情報を「公開する範囲」やその範囲での「リスクの程度」を考えさせることで、「これくらいは大丈夫だろう」という自分の判断の甘さに気づき、自分の意志で判断しながら行動する力を育てることにつながる。このように、キャッチフレーズ的なルール指導から「範囲」と「程度」などを子供たちに考えさせるというような指導に変えていくことが子供たちの自律に向けて重要である。

<参考> 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き 一令和2年度 追加版一」 文部科学省

家庭でのネット利用ルール

岐阜県情報モラル調査結果より(令和6年9月実施)

Q. あなたの家では自分が使う携帯電話の利用の仕方を決めていますか。



指導例

- ①「家庭内ルールを決めよう」の欄に自分の考えるルールを記入する。
※リーフレットで考えたことを踏まえ、ネットやゲームを適切に利用するためのルールを考える。
※フィルタリングの設定や、利用時間管理ツールの利用をルールに取り入れ、自分の課題に合ったルールを考えさせる。
- ②啓発リーフレットを持ち帰り、家庭で保護者と家庭内ルールを作成するよう指導する。
※記入した内容を保護者に見せて確認してもらい、家庭で保護者と一しょに再度、家庭内ルールを考える。
- ③保護者との懇談等で、作成した家庭内ルールやフィルタリングの設定の有無、利用時間管理ツールの活用等を確認する。
※家庭で話題にしてルール決めを行った例や、ルールを決めてから子供の利用状況が改善された例等を交流する。
※今後も、家庭においてネット利用のルールを話題にし、実態に応じて、ルールの改定を進めていくことを確認する。

傾向

- 前年度と比較し、多くの学年で「利用の仕方を決めている」割合が増加又は同等。

ポイント

- ◎保護者が子供にスマートフォン等を持たせた時に、話し合っ家庭のルールをつくる必要がある。
- ◎早い段階から、正しい使い方やトラブルに発展する危険性を伝える必要がある。